社会福祉法人彦根市社会福祉協議会「子どもの居場所づくり」助成事業　実施要綱

１．趣旨

　　この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の実施する「子どもの居場所づくり」助成事業（以下「居場所づくり事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

２．事業目的

　　一人ひとりの価値観やライフスタイル、社会情勢の変化により、子どもの学びと育ちを取り巻く環境においても多様な福祉課題が顕在化してきているものの、子どもが抱える潜在的ニーズの把握は難しく、当事者側からＳＯＳが発信されることが少ないため、地域で見守る体制が重要である。

居場所づくり事業は、子どもの学びと育ちを地域全体で見守る体制づくりをめざすため、食事を一人でとる孤食等から起きる「愛情の貧困」や、地域社会との関わりの希薄さにより生じる「つながり（関係性）の貧困」など、様々な困りごとや課題、不安を抱える子どもとその家庭を地域で見守り、子どもの健全な成長の育みや、地域と子どもがつながりを持てる環境を整えていく取組を市内全域に波及させていくとともに、継続的な取組の定着を図ることを目的とする。

３．事業内容

　　居場所づくり事業は、「“食事”や“学び”を共にすることで子どもが地域との交流やふれあいを図れる場」、「困りごとや課題、不安を抱え、地域とのつながりが閉ざされている子どもが立ち寄れる場」など、子どもが安心して気軽に立ち寄ることのできる“地域の身近な居場所”を定期的に開催する事業とし、担い手は老若男女を問わず様々な地域の大人が参画できる事業として進めるものとする。

４．活動の支援

　　本会は、居場所づくり事業の運営への助言、支援を行い、必要に応じて立上げおよび継続等にかかる経費の助成を行う。

（１）この要綱による助成金額またその要件については別表のとおりとする。また、この要綱による助成は、モデル事業期間を含めて3年間（助成初年度を含めて通算3年度）とする。

（２）必要に応じ、運営の助言、交流会等を実施する。

５．対象となる事業

　　居場所づくり事業の対象は、地域の中で“食事”または“学び”、もしくは“その両方”を含めた子どもの居場所づくりとし、下記９の条件を満たす活動とする。

　※ただし、国または県、市および民間の助成機関から補助・助成を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成金の交付対象外とする。

６．対象となる団体

　　居場所づくり事業の実施主体は、地域の中で継続して事業に取り組もうとする団体であることとし、対象は下記のとおりとする。

（１）ＮＰＯ法人

（２）子ども支援に関わるグループ（法人格のない任意の団体）

（３）その他会長が特に必要と認める者

７．助成金の交付申請

　　居場所づくり事業を実施しようとする団体等（以下「事業実施団体」）は、「交付申請書（様式第１号）」に、「事業計画書および事業予算書（別紙１）」および「事業展望計画書（別紙２）」を添付し、本会に提出しなければならない。

８．助成金の交付決定

本会は、実施申請書について、子どもに関わる分野の行政および教育等の関係機関から意見を聴いたうえで審査を行い、事業の実施および助成金の交付等必要な支援内容を決定し、その旨を「交付決定通知書（様式第2号）」により申請者へ通知するものとする。

９．実施の要件

　　事業実施団体は、次に掲げる事項について確実に取り組まなければならない。

（１）事業の主な対象は、子どもであること。

（２）月に１回以上の活動を継続して実施すること。

（３）参加する子どもの安全について十分に配慮すること。

（４）本会が企画する交流・学習等事業や協議の場へ参加すること。

（５）本会による運営への助言等を受け入れること。

（６）助成期間終了後の継続した運営のための財源と人材の確保に関する方策を検討すること。

１０．事業の変更または中止

　　事業実施団体が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に本会の承認を得なければならない。

１１．助成金の交付

　　助成金の交付決定がされた事業実施団体は、「助成金概算払交付請求書（様式第３号）」に振込口座の写しを添えて、本会へ提出しなければならない。

本会は、事業実施団体に対して、請求から概ね１箇月以内に当該年度にかかる助成金を概算払により交付するものとする。

１２．実績報告および交付額の確定

　　事業実施団体は、助成金の交付を受けた翌年度の４月10日までに、「実施報告書（様式第４号）」に、「事業報告書および事業決算書」を添付し、本会へ提出しなければならない。

　　本会は、提出のあった実績報告について、その申請内容および実施の要件に適合するかどうかを審査し、助成金の額の確定を行うものとする。

１３．助成金交付決定の取消しまたは返還

　　本会は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、もしくは変更し、または期限を定めて概算払した助成金の全部または一部の返還を求めることがある。

（１）事業実施団体から辞退の申し出があったとき。

（２）実績報告により確定した助成金の額が、概算払した助成金の額を下回ったとき。

（３）居場所の開催が申請した回数を下回ったとき。

（４）事業の実施内容が上記９の実施の要件を欠いたとき。

（５）事業実施団体に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

１４．その他

　　上記１から１３に掲げる事項以外で、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

付則　本要綱は、2020年4月1日から施行する。

別表（６関係） １事業あたりの助成額および対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 助成金の額 | 対象経費 |
| 基本額 | 1年目　30,000円上限  2年目　20,000円上限  3年目　15,000円上限 | 活動に直接要する経費とし、次の各号いずれかに該当するものに限る。  (1)消耗品費：周知チラシ用紙代等  (2)印刷製本費：周知チラシ印刷代等  (3)備品費：机、イス、書籍、参考書等  (4)設置工事費：本棚の設置等  (5)その他会長が必要と認める経費 |
| 活動運営費 | 1年目　開催1回につき5,000円  2年目　開催1回につき4,000円  3年目　開催1回につき3,000円  （いずれも年度内50回を上限※） | 特に用途を問わない。  （活動奨励金として交付するため） |

※年数には、旧要綱によるモデル事業期間を含む。

※年度途中に開始する場合は、週１回を上限とする。